



赤い羽根 ポスト・コロナ（新型コロナウイルス）社会に向けた福祉活動応援キャンペーン

## 重症児等とその家族に対する支援活動応援助成 第2回 応募要項

社会福祉法人 中央共同募金会

### 1. 趣 旨

医療的ケア児支援法が2021年9月から施行され、保育所や学校等における看護師配置が整備されるなど、医療的ケア児の地域生活を支える新たな制度が整備されました。一方で、長期化する新型コロナウイルス感染の影響により、重症児等とその家族にとっては、サービスの利用や面会・付き添いに制限がかけられる、感染を防ぐ観点から社会体験や学習機会が減少するなどによって、困難な状況に置かれている方も少なくありません。

この助成事業は、こうした状況をふまえ、医療的ケア児、難病児、重度障がい児（若者も含む）と、その家族を支援する活動（事業）を、資金面から応援する目的で実施します。

### 2. 助成金額・規模

- 1団体あたりの助成上限は500万円とします。
- 助成総額は1億円を予定しています。

### 3. 助成対象団体

- 非営利の活動（事業）展開を目的とする団体を対象とします（法人格の有無は問いません）。
- 団体としての活動（事業）実績が1年以上あり、助成対象活動（事業）の実施体制が整っていることを要件とします。
- 複数の団体が連携・協働して実施する活動（コンソーシアム）も対象とします。その場合は、代表団体（助成手続きを行う団体）を1団体選定のうえご応募ください。  
※本助成における「複数の団体が連携・協働して実施する活動（コンソーシアム）」とは、次の3要件を満たすものとします。
  - ・応募事業において連携・協働を行う必然性が応募書から読み取れること
  - ・事業および予算執行の適正な管理を代表団体（幹事団体）が行うこと
  - ・応募事業の手法やプロセス、成果がコンソーシアム構成団体間で共有できる体制にあること
- 特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力および反社会的勢力と関わりがある団体は対象外です。  
※反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

### 4. 助成対象活動（事業）期間

2023年4月～2024年3月

### 5. 助成対象活動（事業）

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く社会状況下において、また今後のポスト・コロ

ナ社会を見据えて、「重い病気に向き合う、または重度の障がいのある、または医療的ケアを必要とする、子ども・若者（以下、重症児等と記載）」と、その家族（兄弟も含む）を支援することを目的とした以下の活動を対象とします。

- ①重症児等や家族の居場所（通所・宿泊含む）・遊び場・学習の場等を地域に開設または運営する活動
- ②重症児等や家族の孤立防止を目的とした活動
- ③重症児等の学習環境向上や社会体験の機会提供などを目的とする活動
- ④重症児等や家族のレスパイトを目的とした活動
- ⑤その他、重症児等や家族の支援のために必要と認められる活動

## **6. 助成対象経費**

重症児等とその家族を支援する活動に必要な経費を対象とします（活動にかかる人件費、賃借料、備品購入費等も含む）。

- 人件費を支出する場合は、雇用契約があることを原則とします。また人件費や謝金を支出する場合は、完了報告時に、人件費・謝金の算定基準を記載した団体の規程、人件費・謝金対象者の活動日・時間・活動内容がわかる日報、その支出を証明する証憑などを提出いただきます。
- ボランティアに係る支出は実費弁償のみ（交通費など）とし、ボランティアの人件費・謝金は助成対象外経費といたします。
- 助成決定した助成対象経費の費目以外の支出は認めません。応募時点で助成事業実施に必要な費目を検討、記載してください。
- 以下の項目は助成対象外とします。また、審査の際、以下の項目にあたりと応募書から判断された場合は対象外となる場合があります。
  - ・行政等の公的財源が見込まれるもの
  - ・経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から読み取れないもの
  - ・費用の積算内訳が読み取れないもの
  - ・ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険料は助成対象経費です）
  - ・団体および団体役員が所有する拠点、物、設備等の賃借料
  - ・団体役員が代表である企業等へ委託・発注したものの費用
  - ・応募事業に関わるもの以外の団体の活動費用や管理的経費
  - ・助成決定した助成対象期間外の事業・活動に関する経費
  - ・活動の大部分を外部委託する場合の業務委託費

## **7. 助成応募方法**

応募締切日までに、下記サイトに記載の web 応募フォームにアクセスし、必要事項を記入の上、web 応募フォームから以下の A と B の書類をアップロードして送信してください。C～H までの書類は応募要項の【問合せ先】メールアドレスにお送りください（複数メールによる送信は可能です。容量が大きい書類はオンラインストレージをご利用ください）。メールを送信する場合は、「件名」を【重症児応援助成第 2 回応募書類・団体名】とし、メール本文にも団体名を明記してください。（郵送による応募は受け付けません）

## 【web 応募フォーム記載 URL】

<https://www.akaihane.or.jp/subsidies/sub-problem-solving/31297/>

**応募締切日 2023年3月31日（金）必着**

<提出書類> ※各書類データのファイル名をA～Hで始まる名前にしてください。

●web 応募フォームにアップロードして提出するもの類

A) 応募書①（ワード形式、本会ホームページから様式をダウンロードして記入すること）

B) 応募書②（エクセル形式、本会ホームページから様式をダウンロードして記入すること）

●Eメールで提出するもの

C) 団体の定款・規約等

D) 2021 年度事業報告書および決算書

E) 2022 年度事業計画書および予算書

F) 直近役員名簿（住所・氏名が記載された一覧）

G) これまでの活動がわかる既存の資料（チラシ、HP の告知記事など）

H) 助成金振込口座通帳の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義がわかる部分の画像

※A・B の PDF ファイルによる応募は不可とします。

※web 応募フォームでアップロードできるファイルの容量は1 ファイルあたり 2MB までです。2MB を超えるファイルについては、メールまたはオンラインストレージを利用してお送りください。

## **8. 審査及び助成決定**

本会が設置する「審査委員会」により、「応募書および添付資料」から以下の審査基準をもとに審査の上、助成先を決定します。

<審査基準>

○活動（事業）の目的および内容が、本助成が対象としているものに合致しているか

○応募活動（事業）の活動実績、実施体制および団体のガバナンス（組織決定の方法等）が、活動（事業）の目的達成に向けて適切か

○支援対象者のニーズを的確にとらえ確実に効果的に支援が届く活動（事業）であるか

○新型コロナウイルス感染症の影響が長引く社会状況下において、緊急的または優先的に必要とされる活動であるか

○費用が適切に積算されているか

○助成期間終了後の事業継続に向けた計画が適切か

なお、審査にあたり、必要に応じてヒアリングで詳細を直接お聞きすることがあります。

また、助成決定にあたり、応募額より減額して助成金額を決定する場合があります。

助成決定先は2023年5月下旬までに中央共同募金会のホームページで公表するとともに、応募団体全てに審査結果を郵送等により通知します。

## **9. 助成金の送金について**

助成決定後、原則として、応募時に登録された金融機関の口座に助成決定額の2/3の金額を送金します(2023年6月下旬を予定)。事業完了後1か月以内に本会指定の様式により完了報告書を提出いただき、確認のうえ、最終精算送金を行います。

なお、助成金の精算時に必要な証憑書類等の確認ができず、助成金対象経費として認められる費用が助成決定額に満たない場合は、最終精算送金額の減額や、助成決定後に送金済の助成金の一部またはすべての返還を求めることがあります。

## **10. 助成決定後のお願い**

### **①成果の発信**

本助成は、「赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン」にお寄せいただいた個人・企業等の皆様からの寄付金によって行われるものです。つきましては、本助成による活動状況や成果を、貴団体のホームページ、SNS等により発信してください。

また、助成事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等には、本助成による事業であることを表示してください。

### **②事業報告、決算報告書の提出**

助成事業終了後1か月以内に完了報告書、収支報告書を提出してください。報告様式、及び証憑等の提出方法については別途ご案内します。

## **11. 都道府県共同募金会への情報提供について**

共同募金会では、各都道府県でも地域福祉活動に関する助成を実施しています。本助成に応募いただいた内容について、各都道府県共同募金会と共有させていただく場合があること、また各都道府県共同募金会から助成金等の連絡を受ける場合があることをご了承ください。

### **【問い合わせ先】**

**社会福祉法人中央共同募金会 基金事業部**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

電話03-3581-3846 FAX03-3581-5755

E-mail [m-kodomo@c.akaihane.or.jp](mailto:m-kodomo@c.akaihane.or.jp)

一部在宅勤務体制をとっているため、できるだけ問い合わせはEmailをお願いします。

### **【応募先】**

**web 応募フォーム**

<https://www.akaihane.or.jp/subsidies/sub-problem-solving/31297/>